

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年9月30日

月曜日

号外(8)

目次

規則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年9月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第45号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の46の項の(1)のイ中「1,900円」の次に「（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この項において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）」を加え、同項の(2)から(5)までの規定中「1,900円」の次に「（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）」を加える。

附則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(財政課)

